

第 6450 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 2日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 非居住者に支払う賃料

**Q** : このたび、テナントを借りることとなりました。オーナーは海外に住んでいる中国人とのことですが、何か注意することはありますか？

**A** : 貸主が源泉徴収の免除証明書の交付を受けている場合を除き、支払う賃料から源泉所得税を徴収しなければなりません。

### 【解説】

所得税法では、国内で非居住者又は外国法人に対して国内源泉所得を支払う場合には、原則として、その支払いの際に国内所得について所得税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないこととなっています。

国内源泉所得には、給与等以外に利子や配当、土地等の譲渡対価など16の種類が定められており、その中に不動産の賃貸料等も含まれています。

したがって、非居住者等から不動産を賃貸し、賃料を支払う場合には、その支払う賃料から所得税を源泉徴収しなければならず、徴収、納税していない場合は、不納付加算税や延滞税がかかりますので注意しなければなりません。

源泉徴収税率は20.42%です。

なお、その非居住者等が日本国内に恒久的施設を有しており、所轄税務署長から源泉徴収の免税証明書の交付を受けている場合は、源泉徴収をしなくていいことになっていますので、その点をご確認ください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】